

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
080010	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	3才未満児の給食の外部購入については、特区の認定を受けた公立の保育所のみ行うことが可能である	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満3歳以上の園児に対する場合にのみ認められる外部購入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部購入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。構造改革特別区域法第3条に基づき構造改革特別区域基本方針第2の「50 公立保育所における給食外部購入の容認事項」の認定を受け、給食センター方式による外部購入により、0・1・2歳児の給食を提供している。子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は実況調査期間について、自園調理が義務付けられているため、本市では公立施設が幼保連携型認定こども園に移行することが困難になっている。そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの、	現在、本市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づき構造改革特別区域基本方針第2の「50 公立保育所における給食外部購入の容認事項」の認定を受け、給食センター方式による外部購入により、0・1・2歳児の給食を提供している。子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は実況調査期間について、自園調理が義務付けられているため、本市では公立施設が幼保連携型認定こども園に移行することが困難になっている。そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの、	A	Ⅲ	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部購入方式を認めることができるよう措置することとされている。			A	Ⅲ		公立幼保連携型認定こども園における外部購入容認事業	1 0 0 5 0 1 0	愛知県	愛知県	内閣府 文部科学省 厚生労働省
080020	文化財保護法による史跡名勝天然記念物の現状変更に関する制限の緩和	文化財保護法第125条第1項 文化財保護法施行令第5条第4項第1号 文化財保護法施行令第5条第4項第2号 文化財保護法施行令第5条第4項第3号 文化財保護法施行令第5条第4項第4号 文化財保護法施行令第5条第4項第5号 文化財保護法施行令第5条第4項第6号 文化財保護法施行令第5条第4項第7号 文化財保護法施行令第5条第4項第8号 文化財保護法施行令第5条第4項第9号 文化財保護法施行令第5条第4項第10号 文化財保護法施行令第5条第4項第11号 文化財保護法施行令第5条第4項第12号 文化財保護法施行令第5条第4項第13号 文化財保護法施行令第5条第4項第14号 文化財保護法施行令第5条第4項第15号 文化財保護法施行令第5条第4項第16号 文化財保護法施行令第5条第4項第17号 文化財保護法施行令第5条第4項第18号 文化財保護法施行令第5条第4項第19号 文化財保護法施行令第5条第4項第20号 文化財保護法施行令第5条第4項第21号 文化財保護法施行令第5条第4項第22号 文化財保護法施行令第5条第4項第23号 文化財保護法施行令第5条第4項第24号 文化財保護法施行令第5条第4項第25号 文化財保護法施行令第5条第4項第26号 文化財保護法施行令第5条第4項第27号 文化財保護法施行令第5条第4項第28号 文化財保護法施行令第5条第4項第29号 文化財保護法施行令第5条第4項第30号 文化財保護法施行令第5条第4項第31号 文化財保護法施行令第5条第4項第32号 文化財保護法施行令第5条第4項第33号 文化財保護法施行令第5条第4項第34号 文化財保護法施行令第5条第4項第35号 文化財保護法施行令第5条第4項第36号 文化財保護法施行令第5条第4項第37号 文化財保護法施行令第5条第4項第38号 文化財保護法施行令第5条第4項第39号 文化財保護法施行令第5条第4項第40号 文化財保護法施行令第5条第4項第41号 文化財保護法施行令第5条第4項第42号 文化財保護法施行令第5条第4項第43号 文化財保護法施行令第5条第4項第44号 文化財保護法施行令第5条第4項第45号 文化財保護法施行令第5条第4項第46号 文化財保護法施行令第5条第4項第47号 文化財保護法施行令第5条第4項第48号 文化財保護法施行令第5条第4項第49号 文化財保護法施行令第5条第4項第50号	史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については精神の増進又は非常災害の防止に必要なる措置を要する場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。(法125条第1項) 一部の事項は都道府県又は市教育委員会に権限委譲している。(令5条第4項第1号)	文化財保護法125条等により、史跡名勝天然記念物の現状変更が制限されているが、許可権者が地域の活性化に資すると認められる場合は、この限りでない(法125条第1項)。	広島市には、広島城跡という「広島」の原初の物語を重要な史跡があるものの、その魅力を十分に活かされておらず、ヒロシマの願として世界遺産・原爆ドームのある平和公園のみが国際観光地という状況に陥っている。例えば、広島が自前の川を堰として太田川河口にダムに築かれた海城であることを発掘するための手段として、広島城の堀を再生してウキギョ養殖し、「鯉城うなぎ」を新たな広島の名産品にするという形で地域の活性化を図ろうと、文化財保護法第125条等の規制により、実現でないうちにある。よって、この状況を打破するため、文化財保護法125条等の規制を緩和し、現状変更に当たって(現行制度では許可されない行為)であっても許可権者が地域の活性化に資すると認められる行為については許可できるように、規制緩和を求めるものである。この規制緩和により、史跡名勝天然記念物の有効活用が可能になり、「広島」の精神が見直され、425年の太田川「広島」文明史が正しく評価される、といった効果が見込まれる。	D		〇文化財としての価値を損なわない形で、文化財の積極的な活用を図っていくことは有意義であり、その観点からの現状変更については実際に許可しているところ。 〇本件については、提案の具体的な内容は不明であるが、上述のとおり文化財保護法の枠組みの中で検討し、内容によっては実現も可能なもので、まずは当該地域の教育委員会と十分に協議いただきたい。			D			1 0 0 8 0 1 0	愛知県	愛知県	文部科学省	
080030	公立大学法人の知的財産権の活用に対する規制の緩和	公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれに附帯する業務」に限定されており、これ以外の業務を行うことは認められていない(地方独立行政法人法第21条、70条)。 公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれに附帯する業務」に限定されている(地方独立行政法人法第21条、70条)。この規制を緩和し、特区の特例として認められた公立大学法人は、法人が自らベンチャー企業への出資を行うことを目的として認められることとする。これにより、出資した研究開発(知財)をもってベンチャー企業として起業する場合に、大学が支援することにより、特区での地域活性化、成長戦略実現に資することとなる。	公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれに附帯する業務」に限定されており、これ以外の業務を行うことは認められていない(地方独立行政法人法第21条、70条)。 公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれに附帯する業務」に限定されている(地方独立行政法人法第21条、70条)。この規制を緩和し、特区の特例として認められた公立大学法人は、法人が自らベンチャー企業への出資を行うことを目的として認められることとする。これにより、出資した研究開発(知財)をもってベンチャー企業として起業する場合に、大学が支援することにより、特区での地域活性化、成長戦略実現に資することとなる。	〈特例を設ける趣旨〉大学の有望な研究成果が産学連携により地域社会の活性化にとって重要な役割を果たす。一方で設立間もないベンチャー企業は企業としての経営基盤が弱く、不安定な存在である。ベンチャー企業の社会的価値の増進として公立大学が出資を行うことが有効であり、公立大学法人がベンチャー企業に直接出資して、経済活動の活性化を図り、地域活性化の起爆剤となるように推進したい。 〈出資の方法〉大学が保有する知財(特許)を大学ベンチャー企業に譲渡する場合はこれまで以上に、出資に対する価格評価方法については、特許料の一部取扱いについても、同様にこれまで以上に適切な特許費用、今後の特許費用増減及び開発経費の一部から算出されるべきである。 出資価格の適正評価については、顧問契約している特許法律事務所への評価依頼及び監査法人への評価依頼を完了し、大学の専任委員会に審議して決定する。なお、出資の最終決定については、大阪府立大学学長管理職会議(大阪府立大学ベンチャー企業への支援が適当であるかを判断)のうえ、本学役員及び本学教育研究評議会における承認を得ることを必要とする。	地方独立行政法人制度においては、国の独立行政法人制度の考え方に準じ、法人の業務等が自己増進的に進展することを防止するため、対象業務を厳格に定めるとともに、出資についても明確な法律上の根拠を要することとされてきたところ。また、公立大学法人の運営費の多くは設立団体が負担していることなどから、公立大学法人が解散したときの残余債務は設立団体に帰属するとされていることなどから、公立大学法人の財政状況は、地方公共団体の財政運営に多大の影響を及ぼすものと考えられる。さらに、地方独立行政法人法上、収益事業を実施することは想定されておらず、公立大学法人がベンチャー企業に出資することと可能した場合、実質的に収益事業の実施とみなされる事態を許容することになりかねないことから、このような特例措置を設けることについては、極めて慎重に検討しなければならない。このことから、仮に、公立大学法人の研究開発を社会に還元するため公立大学法人が他の法人等に対して出資を行うことを認めるとしても、上記のような地方独立行政法人制度の趣旨や経済的リスク等の観点から、外部の有識者の意見等も踏まえつつ、どのような手法による出資が適当かも含め、出資の目的や出資先となる等の範囲、出資に係る手続き等について、十分な検討を行い決定することが必要であり、さらに措置することは困難。 そのため、国立大学法人の制度も踏まえ、①公立大学法人が出資を行うことは、出資を行うことを認めるとした場合は、出資の目的や出資先となる等の範囲、②出資を行う場合に必要となる手続き等について検討し、平成27年度中に結論を得ることとする。	F	I			1 0 0 1 0 0 1 0	大阪府	大阪府	総務省 文部科学省					
080040	国際バカロレアDPの教育を行う各種学校(学校)として認定を受ける場合の教育課程の弾力化	国際バカロレアDPの教育を行う各種学校(学校)として認定を受ける場合の教育課程の弾力化	国際バカロレアDPの教育を行う各種学校(学校)として認定を受ける場合の教育課程の弾力化	国際バカロレアDPの教育を行う各種学校(学校)として認定を受ける場合の教育課程の弾力化	国際バカロレアDPの教育を行う各種学校(学校)として認定を受ける場合の教育課程の弾力化	D	一	現行制度において、国際バカロレアDP(以下、DP)の教育を行う一つ、一学校としての認定を受けるには、設置要件等を満たすことにより可能である。具体的には、一学校においては、DPの科目のうち、対応する科目が学習指導要領にあるものについては、学習指導要領に準じた内容で、DP固有の内容を加えて指導し、対応する科目が学習指導要領にないものについては、学校設定科目として開設することにより、DPの教育を行うことが可能である。また、英語を用いて授業を行うことについては、教育課程特例制度を用いることにより実施可能である。なお、「教育課程の編成・実施の要件を満たしたものとすよう弾力化」については具体的な内容が不明であるが、必要に応じて御相談したい。		D	一		1 0 2 0 0 1 0	愛知県	愛知県	文部科学省		
080050	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条	保育所型認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることとしている。	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	① 保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有効期間と定める理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることと防止するためであるが、新たな保育所型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有効期間ではない。 ② 本年度から実施予定の子ども子育て支援新制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の供給計画を策定し、国に提出してそれを踏まえて5年間の計画を策定することとされていることから、あえて認定に有効期間を設定し、5年ごとに都道府県が供給状況に鑑みて判断する必要性は無いと考えられる。 以上のことから、保育所型の有効期間は廃止すべきである。 提案理由: ① 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しく、また保護者も進退を求められなければならないことなど不安定な状況がある。 ② 保育所型の有効期間(5年を超えない範囲内)を定めることとされている規定を廃止し、児童福祉等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ることができる。	B-2	I	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間については廃止することとされている。			B-2	I		1 0 3 0 0 8 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 文部科学省 厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080060	廃校となった公立小中学校を農林水産物の加工施設に転用する場合に係る財産処分手続の緩和	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ○公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について平成20年6月18日付文部科学省令第122号文部科学省大臣官庁文書施設企画部長通知	国庫補助事業完了後10年以上経過した建築物等を有償で貸付・譲渡する場合、国庫に付与することとなる補助金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることとを条件に、承認申請手続の上、国庫納付を不要としている。	国庫補助事業完了後10年以上経過した小学校等の廃校を、農林水産物の振興などの公益性の高い用途に利用する場合は、有償での貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。	<背景> 少子化に伴う児童生徒数の減少等により、特に中山間地域等においては、廃校となるが、中学校の施設が多量発生している。このような廃校は、貴重な地域資源であり、地域の事情に応じて大いに活用することが望まれている。 中山間地域においては、農林水産業は基幹産業であり、この廃校を地域の農林水産物を利用した加工施設等に活用し6次産業化を推進することで、地域の農業者等の所得の向上や仕事場の創出にも資することが期待される。 ※ 熊本県の小、中、高校の廃校数は、平成16～25年度の10年間で196校 ・提案理由 廃校を活用する場合の財産処分手続については、既に大幅な簡素化や弾力化が行われているものの、有償で貸付や譲渡等を行う場合は大臣への承認申請となっている。このため、国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校を公益性の高い用途に利用する場合については、有償であっても貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。これにより、更なる廃校の活用や、廃校を活用した農林水産物の加工施設の整備による6次産業化を推進することができる。	F	IV	有償で貸付・譲渡を行う場合、当該譲渡対価等を全て補助事業者等に帰属させることは、補助対象財産の取得のための補助金であることや、補助事業に係る収益の納付を補助条件とすることができることとした補助金等適正化法等の趣旨に照らして適当ではなく、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(通知)」(2)に定められた方法により算出される補助金相当額(以下「補助金相当額」という。)の国庫納付を条件に付すべきである。 ただし、取得施設の有効活用の観点から、公立学校施設整備費補助金等にて取得等した財産においては、国庫補助事業完了後10年以上経過した建築物等を有償で貸付・譲渡する場合、補助金相当額の国庫納付の条件を付すことにて代えて、補助金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることを条件として付した上で承認し、弾力的な対応を図っている。 文部官庁として、算出された補助金相当額と積立先の基金について、その適正性を確認し、是正の余地を確保するため、承認申請の手続きを求めていることである。当該承認申請について、今後の提案内容を踏まえ、基金積立てることを条件として、報告事項に簡素化することを検討する。			F	IV	各府省庁からの再検討要請に対する回答	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	1 0 3 2 0 5 0	熊本県	熊本県	文部科学省
080070	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」	現在、獣医学部・学科の入学定員については、現行の養成規模に引き継ぎを維持するが、必要となる獣医師数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員の規制の地域解除	●具体的事業の実施内容 獣医師養成機関の空白地域である四国(愛媛県や高松市)に新しい大学獣医学部を設置し、四国地域の獣医師技術レベルの向上により、国際的な競争力を得られる獣医師を育成する。また、「危機管理支援」、「二次診療・高度獣医療」、「産後教育・人材育成」の三大機能を有し、従来型の獣医師養成教育にとどまらず、「獣医学教育の改善・充実」に関する調査研究協力者会議の議論の基となる「獣医学的ニーズ」への対応も果たす。「新たな獣医師教育体制」を整える。 ●提案理由 ①「新たな獣医師教育体制」を目指す新しい大学は、四国(愛媛県や高松市)における人獣共通感染症等に対する危機管理の支援として、地域の特性に応じた広域的な危機管理の支援拠点となる。 ②また、動物福祉に対する高度化・専門化が進んでいる中、グローバル時代に対応した国際水準の獣医師技術レベルの向上を目指し、「最先端の動物二次診療・高度獣医療の拠点」となり得ると共に、現行獣医師の知識や技術の「国際水準」に達した卒業教育拠点となる。 ③また、「地方基金の議論の基となる」において、「獣医師養成機関の全国的な配置について(意見書)」とされていることである。 ④社会的ニーズとして、持続的経済成長戦略のキーとなる規制緩和と新規経済成長産業の創発・育成を考えると、IPSS総論に代表されるライフサイエンス分野を支える獣医師の育成が不可欠である。新しい大学は、危機防止・公衆衛生の重要な一環としての健康の確保に寄与する獣医学の知見の有用性を背景に、ライフサイエンス分野で活躍できる「優秀な人材や研究者及び教育者を養成する施設」となる。	F	III	入学定員を含む獣医師養成の在り方については、文部科学省に「獣医学教育の改善・充実」に関する調査研究協力者会議を設置し、検討を行ってまいりたい。研究協力者会議における議論の基となる6月に取りまとめたことであり、「議論の基となる」を踏まえ、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。 なお、平成28年5月の「構造改革特別区域の第24次提案等」に対する政府の対応方針「構造改革特別区域推進本部決定」において、「平成26年度内に速やかに検討を行う」とされたこと。	右提案者からの意見を踏まえ、現在の検討状況及び結果公表までのスケジュールを具体的に回答された。	当該提案に対する回答として、提案の実現に向けて平成26年度内に速やかに検討を行うとされているが、その期間が定まっている。改めて、現在の検討状況及び結果公表までのスケジュールを具体的に回答された。	F	III	現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。		1 0 3 3 0 1 0	愛媛県 今治市	愛媛県	文部科学省
080080	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	学校教育法第4条第1項第9号、第9条第1項、第9条第1項、私立学校振興助成法第9条、第10条	学校の各号に掲げる学校の設置、設置の変更その他法令で定める事項(事情において「設置禁止事項」といふ)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。(略) 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事 私立学校法 第四條 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校 第四條 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校 私立学校法第4条第1項第9号、第9条第1項、第9条第1項、私立学校振興助成法第9条、第10条	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校振興助成法の設置権限、運営指導・補助金交付権限を大阪府から大阪府へ移譲する。	・子育て支援や教育等、市民生活に直結する事業等については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。 ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度に移行する私立幼稚園の教育標準時間認定子どもに対する施設型給付費に関する事務及び認定子ども園(幼稚園保型)の認可については政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限を一元化することが必要である。 ・当該地域における住民・利用者のニーズに適切に対応し、子ども・子育て支援新制度の趣旨である質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するために、私立幼稚園の設置認可、指導及び補助金交付の権限並びに財源、私立幼稚園の認可に必要な各事務を擔する「私立学校協議会」の設置運営権限を大阪府から大阪府へ移譲し、窓口、権限を一元化することが不可欠である。 ・なお、大阪市内の事業者からも、当該地域における住民・利用者のニーズに的確に対応するために、基礎自治体である大阪府に私立幼稚園に関する窓口、権限を一元化することが期待されている。	C	I	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可については、近隣市町村の幼児児童生徒受入れや海客受入れを踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な視点から、高等学校以下の私立学校に集約後止等の認可や私法上の設立認可、開校命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、権限の移譲については、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 また、子ども・子育て支援新制度の施行を期して既に投入現時点で私立幼稚園の認可権を要することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。 従って、幼稚園の設置認可等の権限移譲については、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえて慎重に検討する必要がある。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	「私立学校については、広域的な視点が必要との判断については、一定の理解はできるが、子ども・子育て支援新制度において、市町村はその実施主体として、私立幼稚園も兼ね、より各市町村の実態に応じ施策を展開することが求められており、高等学校等との調整を行って、広域的な視点での認可判断は可能であるとする ・新制度において、施設型給付費に関する事務は市町村が行うことから、私立幼稚園に関する行政窓口は一元化することになるが、行政窓口を市に一元化することにより、新制度の効率的な展開が可能となると考える	C	I	「大都市圏における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区の設置に関する検討の進捗を踏まえ、提案主体における検討が行われることから、その結果を踏まえ、提案主体からの再提案を待って、改めて検討する。		1 0 3 7 0 1 0	大阪府	大阪府	文部科学省